

監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項（定期監査）及び第7項（財政援助団体等監査、公の施設の指定管理者監査）の規定により執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成 27 年 10 月 28 日

桑名市監査委員

池田 勝敏

城田 直毅

飯田 尚人

平成 27 年度
(前期分)

定期監査等結果報告書

桑名市監査委員

目 次

■定期監査

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 監査実施年月日及び監査の対象 | 1 |
| 2 | 監査の方法 | 1 |
| 3 | 監査の主眼 | 1 |
| 4 | 監査の結果 | 1 |
| 5 | 意見・要望 | 2 |
| | 地区市民センター | 2 |
| | 幼稚園、小・中学校 | 2 |

■財政援助団体等監査

○財政援助団体監査

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 監査実施年月日及び監査の対象 | 2 |
| 2 | 監査の方法 | 2 |
| 3 | 監査の主眼 | 3 |
| 4 | 監査の結果 | 3 |
| 5 | 意見・要望 | 3 |
| 6 | 監査対象補助金・交付金の明細 | 3 |

○公の施設の指定管理者監査

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 監査実施年月日及び監査の対象 | 4 |
| 2 | 監査の方法 | 4 |
| 3 | 監査の主眼 | 4 |
| 4 | 監査の結果 | 4 |
| 5 | 意見・要望 | 4 |
| 6 | 監査対象指定管理料の明細 | 5 |

■定期監査

1 監査実施年月日及び監査の対象

| 実施年月日 | 監査の対象 |
|-------------|-----------------------------|
| 平成27年 5月13日 | 久米地区市民センター、桑部地区市民センター |
| 5月14日 | 七和地区市民センター、大山田地区市民センター |
| 7月 8日 | 城東小学校、日進小学校(同幼稚園) |
| 7月 9日 | 大山田北小学校(同幼稚園)、大山田南小学校 |
| 7月15日 | 深谷小学校(成徳北幼稚園)、多度東小学校、多度中小学校 |
| 7月16日 | 明正中学校、光風中学校 |

*他の地区市民センター、幼稚園、小・中学校については、監査調書の提出をもって監査を実施した。

2 監査の方法

平成26年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類などとの照合、点検等を行い、各所属長等から主な事務・事業の概要の説明及び前年度指摘事項の顛末等を聴取することにより監査を実施した。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的、合理的に実施されているか、事務事業の執行が公正、計画的かつ法令・例規等に従って適正に行われているかを主眼とした。

なお、地区市民センターにおいては、戸籍等の交付業務について、幼稚園・小・中学校においては、予算の執行事務についてを重点項目として、監査を行った。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、概ね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い一般的に効率的な執行と管理が行われ、所期の成果をあげていると認めた。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて改善の顛末の報告を求め、積極的に改善するよう指示し、その結果報告の確認を行った。

5 意見・要望

【地区市民センター】

各種公金等現金の取扱い、保管・管理には十分留意されているが、引き続き適正な管理を望むものである。また、現金出納簿及び補助簿の処理方法については、より遺漏のない適正な管理を図るため、全センターで協議されたい。

戸籍・住基・印鑑証明書等交付事務については、個人情報保護の観点からも、引き続き慎重な取扱いを徹底され、改善の必要な事項については、市民課、全センターで協議され、サービスの向上と事務の効率化に努められるよう望むものである。

【幼稚園、小・中学校】

(各学校 意見・要望)

各学校(園)では、厳しい財政状況の中、限られた財源での予算執行に苦慮されていることとは思うが、予算流用による支出が散見されたことから、予算要求の段階で十分な精査をされ、適正な執行に努められるよう望むものである。

(教育員会事務局 意見・要望)

特色ある学校・園づくり推進事業等の委託費の預金利息については、各学校で取扱いが異なっていることから、取扱い方法を教育委員会で統一され、適正な管理がされるようすみやかに周知徹底されたい。

また、特色ある学校・園づくり推進事業については、各学校が年度当初の未契約期間において事業の実施に苦慮する様子が見受けられたことから、契約時期及び委託費の支払時期について教育委員会で検討され、各学校が事業を適正かつ円滑に実施できるよう努められたい。

■財政援助団体等監査

○財政援助団体監査

1 監査実施年月日及び監査の対象

| 実施年月日 | 監査の対象 |
|-------------|----------------------|
| 平成27年 8月19日 | 公益社団法人 桑名市シルバー人材センター |

2 監査の方法

平成26年度の事務事業の実施状況について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、当該補助金等に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で当該団体事務所において監査を実施した。

3 監査の主眼

市が財政的援助を与えている団体に対し、当該補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

また、平成26年度補助金減額の影響についても留意し監査を行った。

4 監査の結果

平成26年度に市が補助金等を交付した事業について、事前に提出を求めた監査資料とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、当該事業は補助金等の交付目的に沿って執行されており、概ね適正であると認められた。

なお、監査の過程において気付いた軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で指導し、改善の対応を指示した。

5 意見・要望

桑名市シルバー人材センターは、高齢者の就労機会を確保し、社会参加活動を援助し、生きがいの充実と福祉の増進を図るために重要な役割を担っている。今後も就労意欲のある高齢者はますます増加すると考えられることから、業務の質の向上とさらなる安全確保を図られるとともに、会員の希望に沿った就業機会を確保し提供できるよう期待するものである。

経理については、概ね適切に事務処理がされており、引き続き財務規程に基づき、適正に処理を行うよう望むものである。

所管課においては、今後も桑名市シルバー人材センターと連携を密にし、補助金の交付決定について、適正な補助額の算定に努められるとともに、事業の目的を達成するための指導を適切に行われたい。

6 監査対象補助金・交付金の明細

| 補助事業名 | 平成26年度補助金 |
|---------------------|-------------|
| 桑名市高年齢者労働能力活用事業費補助金 | 16,000,000円 |

○公の施設の指定管理者監査

1 監査実施年月日及び監査の対象

| 実施年月日 | 監査の対象 |
|--------------|--------------------------|
| 平成27年 8 月20日 | 特定非営利活動法人 スポーツクラブTADO |

2 監査の方法

平成26年度の事務事業の実施状況について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、当該指定管理料に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で監査を実施した。

3 監査の主眼

市が指定管理者として指定した団体に対し、当該指定管理料に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

また、所管部署については、指定管理者への指導監督が適切に行われているかについて監査を行った。

4 監査の結果

平成26年度に市が指定管理料を支出した施設について、事前に提出を求めた監査資料とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、当該事業は協定書に沿って執行されており、概ね適正であると認められた。

なお、監査の過程において気付いた軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で指導し、改善など積極的に対応するよう指示した。

5 意見・要望

スポーツクラブTADOについては、地域に精通した地元の指定管理者として、多度体育センター、多度テニスコート、多度アイリスパーク球場、多度アイリスパークグラウンドの運営を適切に行っている。今後も引き続き、施設の目的を効果的に達成するための最適な管理運営に向けて、検討・努力していかれたい。

なお、自主事業として計画された市民参加型クリーン大作戦において、報償金が指定管理料から支出されていることについては、事業の趣旨、公平性の観点から所管部署と協議され、適正な事業実施に努められるよう望むものである。

また、グラウンド整備車両用に購入されているガソリンの保管方法については、消

防本部へ確認され、火災予防条例に基づく安全で適正な管理がされるよう、必要な措置を講じられたい。

経理及び事務の執行については、概ね適切に処理されているが、是正、改善を必要とするものについては、その措置を講じられるよう望むものである。

所管課においては、指定管理者であるスポーツクラブTADOの管理運営状況を常に把握されるとともに、指定管理者との連携強化を図り、利用者に対するサービスの質の向上、利用者の増加に努められたい。

6 監査対象指定管理料の明細

| 公の施設名 | 平成26年度指定管理料 |
|---|-------------|
| 桑名市多度体育センター 桑名市多度テニスコート 桑名市多度アイリスパーク球場 桑名市多度アイリスパークグラウンド | 20,320,000円 |